

第1章 地域における犯罪被害者支援

犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現のためには、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である地方公共団体の取組

が重要となる。本特集では、地方公共団体に求められる役割を明らかにし、地方公共団体における取組の現状などを紹介する。

第1節 地方公共団体に求められる役割

犯罪被害者等に対する支援は、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）制定以前は、各都道府県警察を中心に進められてきた。しかしながら犯罪被害者等の置かれた状況は様々であり、必要とする支援も刑事手続に関するものだけで

なく、経済支援や医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたっており、これら多岐にわたる支援を被害直後から中長期にわたって途切れなく行うには、警察における取組のみでは限界がある。そこで地方公共団体においても、国と同様、犯罪被害者等施策の総合的な

基本法の概要

■目的■（第1条：犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■（第2条：犯罪被害者等）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

■基本理念■（第3条）

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び穏やかな生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■（第4～7条）

■基本的施策■（第11～23条）

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- 居住及び雇用の安定（第16～17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）
- 意見の反映及び透明性の確保（第23条）



■犯罪被害者等基本計画■（第8条）

- 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

推進が求められることとなった。

基本法では、地方公共団体に対し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を自ら策定・実施する責務を課してお

りその内容は、国と同様、相談・情報提供、給付金の支給、保健医療・福祉サービスの提供、雇用・住宅の確保など多岐にわたるものとしている。

地方公共団体の役割（基本法に定めるもの）

○地域の状況に応じた施策を自ら策定・実施

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念のっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有する。

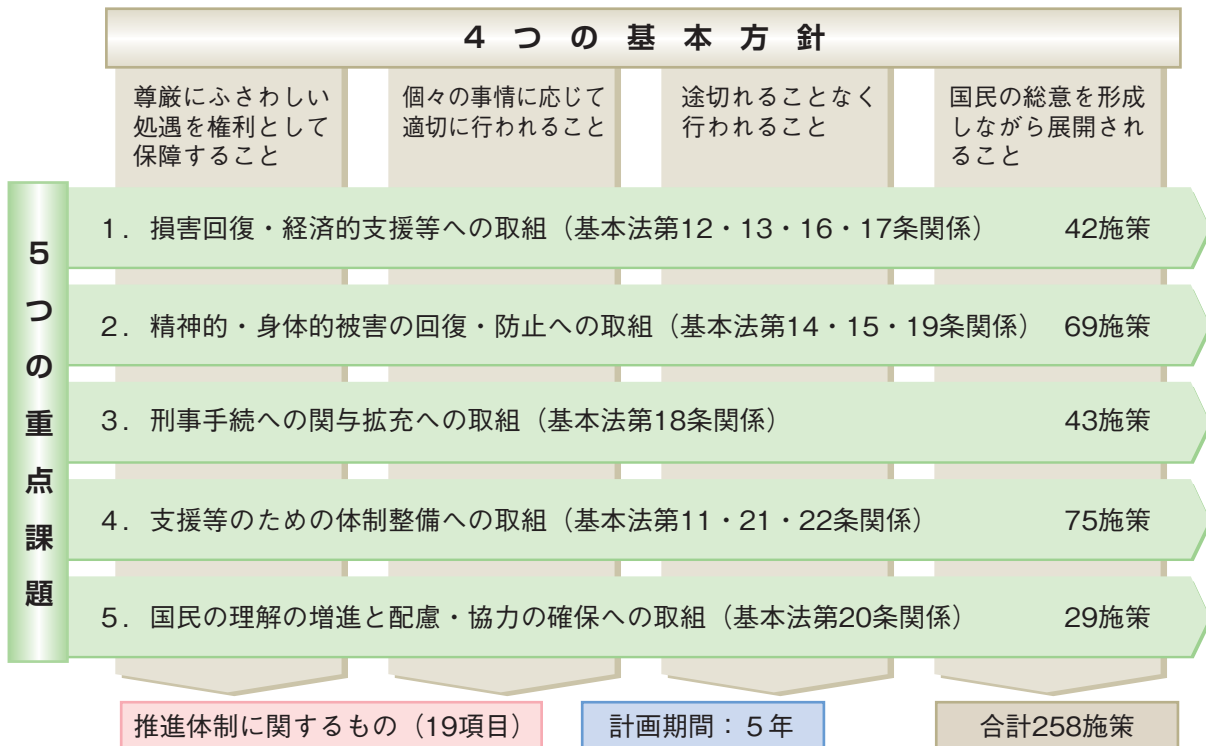
○国と同様、基本的施策として多岐にわたる施策を実施

- ・相談及び情報の提供等（第11条）
- ・損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- ・給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- ・犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- ・居住及び雇用の安定（第16～17条）
- ・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- ・保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- ・国民の理解の増進（第20条）
- ・調査研究の推進等（第21条）
- ・民間の団体に対する援助（第22条）

そして、基本法第8条は、政府において、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱など（犯罪被害者等基本計

画。以下「基本計画」という。）を定めることとし、これに基づき平成17年12月27日、基本計画が閣議決定された。

基本計画の概要



この基本計画策定に当たっては、犯罪被害者等から、「被害者にとっては、刑事手続に関するものだけではなく、転居、金銭問題、雇用等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示している、総合的な窓口が警察以外にも必要」「生活や医療、住居の問題に困ったときに、それぞれの担当課が異なり、説明することが苦痛なので、相談窓口を一本

化してほしい。」といった要望がなされたことから、基本計画では、内閣府において、首長部局に対し、施策を総合的に推進するための「施策担当窓口部局」の確定及び犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する「総合的な対応窓口」の設置を要請することとされた。

犯罪被害者等基本計画における地方公共団体等の役割に関する事項

○犯罪被害者等施策の窓口部局の確定

【IV推進体制（2）】地方公共団体との連携・協力

- ア 内閣府において、地方公共団体のうち、知事部局における犯罪被害者等施策の窓口が未整理であるものに対しては、窓口となる部局及び体制を確認する。
- イ 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議等を活用し、地方公共団体との連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら施策を推進できるよう、各地方公共団体における窓口部局との間の情報共有等を図る。

○総合的な対応窓口の設置

【V第4 1.（1）】地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等

- ア 内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請する。
- イ 内閣府において、関係窓口一覧や犯罪被害者等基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、上記ア記載の会議において配布するなどの情報提供を行う。

○地域における途切れない支援ネットワークづくり

【V第4 1.（3）】どの関係機関・団体を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制づくりのための検討及び施策の実施

各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力をさらに促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制づくりが行われるようにするための検討

○コーディネーター等の育成

【V第4 1.（4）】犯罪被害者等支援コーディネーター等の育成の在り方についての検討

○民間団体に対する財政的援助

【V第4 3.（1）】民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討

○地域住民向けの広報啓発活動の実施

【V第5 1.(8)】「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。

【V第5 1.(10)】犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。

第2節 地方公共団体における取組の現状等

内閣府において、平成21年度に「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」を実施した。その調査結果から判明する

地方公共団体における取組の現状等は以下のとおりである。

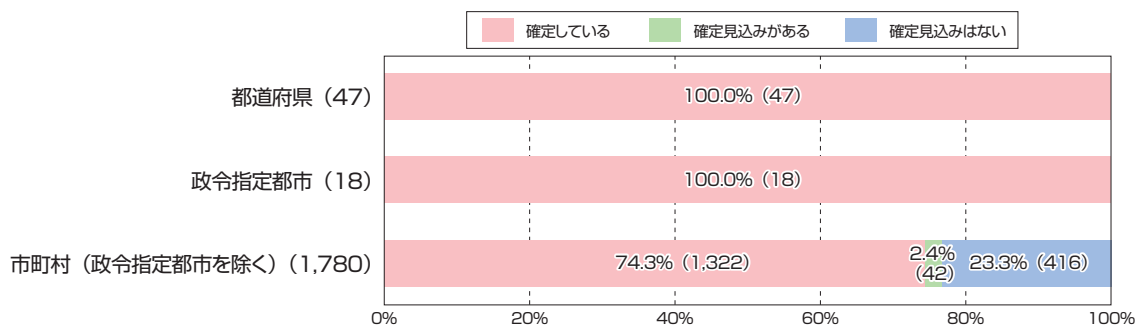
1 地方公共団体における取組の現状

(1) 担当部局の確定状況・総合的対応窓口の設置状況

地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局の確定状況及び総合的な対応窓口

（犯罪被害者等からの相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う窓口をいう。）の設置状況は以下のとおりである。

犯罪被害者等施策を担当する部局の確定状況



犯罪被害者等に対する総合的な対応窓口の設置状況

